《財形年金預金規定》

1. （預金契約の成立）

当金庫は、お客さまから財形年金定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. （預入れの方法等）

⑴ この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5 年以上の期間にわたって、最終預入日まで年 1 回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

⑵ この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

⑶ この預金の預入れは 1 口 1,000 円以上とします。

⑷ この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年 1 回以上書面により通知します。

3. （預金の種類、取りまとめ継続方法）

⑴ 支払開始日は、最終預入日の 6 か月後の応当日から 5 年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の 3 か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前 1 年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

⑵ 第 2 条による預金は、1 口の期日指定定期預金としてお預りします。だたし、預入日から年金元金計算日までの期間が 1 年未満のときは、1 口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。

⑶ 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が 2 年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額を取りまとめ、1 口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

⑷ この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. （分割、支払方法）

⑴ この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降 5 年以上 20 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、全ての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金（M型）の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし 100 円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から 3 か月ごとの応当日を満期日とする 12 口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下これらを「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただし、自由金利型定期預金（M型）の預入期間は 1 年未満とします。

② 年金計算基本額から第 1 号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1 口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。

③ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

⑵ 定期預金（継続口）は、満期日に第 1 項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、第 1 項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が 12 回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

⑶ この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

5. （利息）

⑴ この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。

Ａ　１年以上２年未満…当金庫所定の「2 年未満」の利率

Ｂ　２年以上……当金庫所定の「2 年以上」の利率（以下「2 年以上利率」といいます。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

③ 第 1 号、第 2 号の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

⑵ この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶ 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、および第７条第３項の規定によりこの預金を解約した場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。

Ａ　６か月未満……約定利率×40％

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×40％

Ｃ　１年以上１年６か月未満…約定利率×50％

Ｄ　１年６か月以上２年未満…約定利率×60％

Ｅ　２年以上２年６か月未満…約定利率×70％

Ｆ　２年６か月以上３年未満…約定利率×90％

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）

Ａ　６か月未満……約定利率×20％

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×20％

⑷ この預金の付利単位は１円とします。

6. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第７条第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第７条第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥのーにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. （預金の解約）

⑴ やむをえない事由により、この預金を第 4 条による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

⑵ 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始したことを当金庫が知った後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第３項の保全処分、または民法第 909 条の２の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

⑶ 次の各号のーにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は

この預金取引を停止し、または通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ. 暴力団

Ｂ. 暴力団員

Ｃ. 暴力団準構成員

Ｄ. 暴力団関係企業

Ｅ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｆ. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ. 暴力的な要求行為

Ｂ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ. その他前各号に準ずる行為

8. （退職時等の支払）

⑴ 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第３条および第４条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の１年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第７条第１項と同様の手続をとってください。

① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の１年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の事由が生じた日以後、１ 年以内に満期日の到来する期日指定定期預金はその継続を停止します。

⑵ 退職等の事由が生じた日以後２年以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入をすることができます。

9. （据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い）

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第１条の４の２の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

10.（最終預入日等の変更）

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の１年３か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の１年３か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

11.（支払開始日以後の支払回数の変更）

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の４第３項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の３か月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により当店に申し出てください。ただし、支払回数の変更は１回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

12.（届出事項の変更、契約の証の再発行等）

⑴ この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

⑵ この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

13.（成年後見人等の届出）

⑴ 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

⑵ 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

⑶ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

⑷ 前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

⑸ 前４項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15.（譲渡、質入れの禁止）

⑴ この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

⑵ 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

16.（契約の証の有効期限）

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

17.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

⑴ この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

⑵ 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。契約の証は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

⑶ 第１項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

⑷ 第１項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用する

ものとします。

⑸ 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18.（規定の変更）

⑴ この規定の各条項その他条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

⑵ 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上